

IFRSと日本基準の主要な会計基準差異(引当金)

	日本基準	IFRS
引当金の認識	<p>将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることができる場合、当期の負担に属する金額を繰入れ、引当金として認識する。</p> <p>割引計算に関する規定はない(貸倒引当金や退職給付引当金を除く)。</p>	<p>以下の場合に認識する。</p> <p>①過去の事象の結果として現在の(法的又は推定的)義務を有している。</p> <p>②債務を決済するための経済的便益を有する資源の流出の可能性が高い。</p> <p>③債務の金額が信頼性をもって見積り可能。</p> <p>割引計算が要求される。</p>
リストラクチャリング引当金	<p>明文規定はなく、引当金の一般要件にて計上。</p>	<p>企業が詳細な公式計画を有し、計画の実施を開始するか、リストラの主要な特徴を公表し関係者に妥当な期待を惹起させる場合に引当計上。</p>